

連載：第8回

捜査機関等対応の戦略論



東京青山・青木・狛法律事務所 弁護士・法学博士
(ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所外国法共同事業)

井上 朗

1. 総論

『企業不祥事』が裁判の対象になる場合の帰趨はどこで決まるのでしょうか。

無論、『企業不祥事』が発生している以上、事実を曲げて、『企業不祥事』が発生しなかったことにすることなどできませんから、『企業不祥事』が発生し、当該不祥事が裁判の対象になるとしたら、厳しい結果を覚悟する必要があります。

しかし、『企業不祥事』が発生したとしても、刑事に関して言えば、起訴されるかどうか、あるいは仮に起訴され、刑事裁判で有罪が立証される場合でも、量刑を争う余地があります。また、民事裁判でも、和解交渉を有利に運ぶための条件を揃えて有利に和解交渉を進めたり、損害賠償の金額を減少させる方向で争う余地があります。起訴されるかどうか、量刑がどうなるか、有利に和解を成立させられるか、損害賠償の金額を抑えられるかは、極めて重要で、『企業不祥事』が裁判で扱われる場合に、企業に対するインパクトの大きさを左右するのは、『企業不祥事』が発生したという、すでに変更できない客観的事実が裁判所で認定されることよりも、むしろ、起訴されるかどうか、量刑がどうなるか、有利に和解を成立させられるか、損害賠償の金額を抑えられるかといった、『企業不祥事』発生後の戦略によりコントロールが可能な要因であることに目を向けるべきです。

『企業不祥事』が発生した際の戦略の基本は、『企業不祥事』により企業に生じるインパクトを最小化することにあります。

このような観点からは、『企業不祥事』発生時に、裁判の帰趨を見据えた戦略を放棄すべきではないといえます。無策で『企業不祥事』発生後の対応にあたるほうが、裁判を通じて企業に発生するインパクトを最小限に留めることができるとの分析を支える根拠はどこにもありません。過去50年間の『企業不祥事』事例の中にも、私の経験事例の中にも見出すことはできません。

したがって、冒頭の問いに対する回答は、以下のようになります。

すなわち、『企業不祥事』が発生した事実の存否についての裁判の帰趨は、『企業不祥事』発生時に決まるが、『企業不祥事』発生による裁判でのインパクト面の帰趨は、『企業不祥事』発生後の対応により決まるというものです。

『企業不祥事』が発生した場合、当該不祥事は、刑事事件性を有する 경우가少なくありません。例えば、製品事故に類する『企業不祥事』が発生すれば、業務上過失傷害や致死罪、偽装表示に類する『企業不祥事』であれば詐欺罪や食品衛生法違反の罪などが問題となります。そのため、『企業不祥事』が発生すると、多くの場合、当該不祥事は、捜査機関の捜査の対象になります。

捜査機関が捜査で収集する証拠は、裁判を通じて現実化される企業に対する『企業不祥事』によるインパクトを左右する重要性を有しています。

捜査機関の捜査が実施された場合、収集された証拠は、当然のごとく検察官の事件処理を決める証拠として用いられ、場合により、起訴後の刑事法廷において提出されます。法廷での勝敗を左右

■ 企業不祥事を好機に変える4つの条件 ■

するのは、理論ではなく証拠ですから、『企業不祥事』発生後に捜査機関により収集される証拠は、検察官が『企業不祥事』事件の被疑者を起訴するかどうか決定する際に、また、刑事事件での量刑を左右する重要性を有しています。また、刑事裁判の後に提起されるであろう民事裁判において和解交渉を有利に進めるための条件を揃えることができるかどうか、あるいは損害賠償の金額を抑える証拠を提出できるかどうか、刑事裁判の結果に少なからず影響されます。このように、『企業不祥事』発生後に捜査機関により収集される証拠は、裁判を通じて現実化される企業に対する『企業不祥事』によるインパクトを左右する重要性を有しています。

『企業不祥事』発生後に捜査機関により収集される証拠がその後のリスクマネジメントの戦略を大きく左右する以上、捜査機関等に対する対応において、無策で臨んでよいはずがありません。

紙面の都合上、捜査機関等に対する戦略の細部に至るまでを解説することはできませんが、連載第8回では、その重要性に鑑みて、捜査機関等に対する対応の戦略を立案する上でとりわけ厳守すべき3点の鉄則を解説することとしたいと思います。①情報提供一貫性の原則、②被害拡大防止の原則、及び③捜査機関の傾向分析の原則がその3つの鉄則です。

2. 情報提供一貫性の原則

『企業不祥事』発生後に、捜査機関等から提供を求められる情報、それが任意の事情聴取の形式を取るものであれ、強制力を背景とした取調の形式を取るものであれ、およそ如何なる情報を提供する場合にも、その情報は一貫性を持たせたものである必要があります。情報提供の一貫性を保つべきことは、マスコミや監督官庁に情報を提供する場合と異なることはありませんが、捜査機関等に対して提供する場合には、より一層、情報提供の一貫性に神経を配る必要があります。

提供する情報が一貫しないのは何かを隠しているからである、このような前提が捜査機関には存在します。

そのため、提供する情報が二転、三転すること

は、捜査機関に捜索押収を実施して欲しいというシグナルを送るのと同義であることを肝に銘ずるべきです。

3. 被害拡大防止の原則

『企業不祥事』の類型の中には、被害者が存在する類型のものが 있습니다。製品事故や偽装表示などがその例に該当します。このような類型の『企業不祥事』は、不祥事が発生した後に、何らかの手を打たないと被害が拡大してしまうという性質を有しています。被害拡大を防止したかどうかという点は、起訴されるかどうか、量刑がどうか、有利に和解を成立させられるか、損害賠償の金額を抑えられるかといった局面で間違いなく問題になりますし、『企業不祥事』発生後の取調べでも捜査機関等から必ず聞かれる論点です。無策で被害拡大を許したのであれば、当然、捜査機関等による捜査が厳しくなり、その結果、企業が望まないインパクトの高い方向での処分がより検討されやすくなるのは必然でしょう。『企業不祥事』発生後、全力を挙げて被害防止に努めた事実を証拠として捜査機関等に提供できるようなるべく手を打つ必要があります。

4. 捜査機関の傾向分析の原則

第三原則は、捜査機関の傾向分析の原則です。捜査機関の捜査傾向は不変のものではありません。時代により変化するものです。戦略の立案は、近時の捜査傾向に沿ったものである必要があります。捜査機関の捜査傾向の顕著な特徴は、より、消費者保護に傾いてきていることです。

それは、近年の『企業不祥事』の捜査機関の捜査方法から容易に見て取れるといえます。かかる変化は、行政機関の行政権の発動傾向の変化と一致するものです。情報過多の時代ですので、捜査機関が捜査機関を行使する際に、マスコミ報道に反映される世論を全く考慮しないというのは、およそ不可能でしょう。その意味で、捜査権の行使が行政権の発動同様、消費者保護という側面や世論を考慮したものになってきているのは、必然とも言い得るものです。

捜査傾向が変化したことで、以前であれば、事

件性なしとして処理されていた案件が書類送検される、そのような事態が発生してきているのです。書類送検されても、起訴されなければ問題ない、あるいは、刑事裁判で真実が解明されれば問題がないと思うかもしれませんが、しかし、実際には、書類送検されただけでも、大々的な報道の対象になり、企業のレピュテーションに悪影響が発生する場合があります。そのため、捜査機関の捜査傾向の変化は、十分に、『企業不祥事』発生時の対応の戦略に織り込んでおく必要があるのです。

典型的な具体例といえるのが、連載第1回でも触れました、『雪印乳業集団食中毒事件』における捜査機関の捜査です。同事件では、2000年6月27日、大阪で、雪印乳業の低脂肪乳を飲んだ人々が次々に食中毒にかかったのですが、雪印乳業社長が同事件の発生について報告を受けたのは、同月29日午前10時30分頃でした。しかし、雪印乳業社長は、この時点で、直に消費者に、同社製の低脂肪乳を飲むことにより食中毒を発症する可能性について公表することなく漫然とこれを放置し、同日午後9時45分になって、ようやく、「わが社の牛乳を飲まないで下さい」と、同社製の低脂肪乳を飲むことによる危険性の周知徹底を開始したのです。雪印乳業社長が漫然放置していた間に食中毒を発症した人数は54名、捜査機関は、雪印乳業社長が漫然放置したことにより54名に食中毒が発症したとして、業務上過失傷害罪の嫌疑で捜査を開始し、2001年3月16日、書類送検したのです。雪印乳業社長に直ちに同社製の低脂肪乳の危険性を周知徹底すべき義務があったことを刑事立証することは決して容易ではありません。事実、本件は、書類送検後、不起訴により終了していますし、以前であれば、立証困難な事案について、警察が立件に向けた捜査を実施したか、大変疑問しいものです。ところが実際には、警察は、患者数1万3,000人の膨大なカルテを分析し、2000年6月29日午前10時30分から午後9時54分の間に雪印乳業製の低脂肪乳を飲んだことにより食中毒を発症した54名を特定の上、書類送検に踏み切ったのです。書類送検時には、「トップの不作为に警鐘」（日本経済新聞、2001年3月17日）として大々的な報道が

なされました。

もう1つの具体例が、2005年に発覚した『耐震強度偽装事件』です。国土交通省は、2005年11月17日、耐震強度を偽装して建築されたマンションやホテル21件を公表したのですが、その内実は、地震国日本において、建築基準法に基づく耐震強度を満たさないマンションが建築されていたという極めて社会的にも影響の大きな事件でした。同事件は、耐震強度を偽装したマンションやホテルを、あたかも、建築基準法に準拠した耐震強度を有するマンションやホテルであるかのように装って販売するという、全体的に見れば詐欺行為といえる事案です。しかし、同事件には、設計を担当した建築士、構造計算を担当した建築士、耐震強度の検査を担当した民間の検査確認機関、建設を担当した建築会社、建築コンサルタントなど多くの関係者が関与しており、証言もバラバラであり、詐欺罪として立件するには困難を伴う事件でした。ところが、2006年4月26日、警視庁など合同捜査本部は、関係者8名の一斉逮捕に踏み切ったのですが、詐欺罪の嫌疑で逮捕された被疑者は1名もいなかったのです。検査機関の社長を実際に増資していないのに増資したかのように増資した公正証書原本不実記載罪、一級建築士を名義を貸したことによる建築基準法違反の罪の容疑で逮捕するなど、逮捕を実現することを前提に、罪名にこだわらず、あらゆる手段を行使し、逮捕すべきであるという国民の期待に応えるという捜査機関の姿勢が現れた逮捕劇といえます。なお、捜査機関による8名の逮捕を批判する論調が殆んどなかったことについては付言の必要がないでしょう。

5. まとめ

以上、連載第8回では、『企業不祥事』を好機に変えるための戦略論の各論の重要な一部である『企業不祥事』発生後の捜査機関等対応の戦略論について解説致しました。

連載第9回では、類型別対応論の第1回目として偽装表示に類する不祥事発生時の対応論について、分析を致します。